告 示

(金曜日) Ш Щ

出があった。

平成23年7月29日

行 県 高知市丸ノ内 丁目2番20号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

ページ

目 次

○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興	·
○」、小四郊及○旬小小八及人、小田田	課)	1
○字の区域及び名称の変更並びに字の廃	H/K/	1
止の届出	(")	1
○救急病院の認定	(医療政策・	-
3 0114,1372 1 11572	医師確保課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑		
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の		
支援に関する法律による医療機関の指		
定	(福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑		
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の		
支援に関する法律による施術機関の指		
定	(")	1
○道路の区域変更	(道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件)	(")	2
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の		
申請	(県民生活・	
	男女共同参	
	画課)	
	〈7・20掲示〉	2
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	2
高知県教育員会規則		
◎高知県立武道館の設置及び管理に関す	る条例施行規則	
の一部を改正する規則		3
高知県公安委員会告示	[:==t=	
○告示(運転免許取得者教育の認定)の·	一部改止	8
 告 示		
高知県告示第488号		

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定によ

り、南国市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届

大字

更 前 変 更 後 大字 地番区域 野中 北鐘突 606の2、606の4、607 東高見 \mathcal{O}_{2} , $607\mathcal{O}_{3}$

備考 この表に表示されている区域に介在する水路である市有地 の全部を含むものとする。

高知県告示第489号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定によ り、中土佐町長から次のとおり字の区域及び名称の変更並びに字 の廃止について届出があった。

平成23年7月29日

字の区域及び名称の変更

高知県知事 尾﨑 正直

高知県知事 尾﨑 正直

字の区域及び名称の変更並びに字の廃止

	変	更前	変 夏	更 後
大字	字	地番区域	大字	字
上秋丸	イノキノ	1、2の1、3の1、4 の1、7、8、9の1か 69の7まで、10から12 まで、14、16、17、18の 1、19の1、20の1、 21、22の1から22の3ま で、23から25まで		
	鶴井谷口	29, 3101, 3103, 31 04, 32, 33, 3401, 35, 36, 3801, 380 2, 3805, 3901, 39 02		
	鶴井谷	822、823		
		826の10、826の12から 826の14まで、826の27、 826の29、826の30		

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及

び水路である国有地の全部を含むものとする。

2 上記地番は、平成23年5月11日現在の登記簿によ る。

高知県告示第490号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第 1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年7月29日

高知県知事 尾﨑 正直

認定の有効 医療機関の名称 所 在 地 高知県立幡多け 宿毛市山奈町芳奈3 平23・8・ 平26・7・

んみん病院 番地1 1

高知県告示第491号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活 保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定し た。

平成23年7月29日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 花 り ん 薬 局 吾川郡いの町天王北三丁目 2 - 平23・7・1

高知県告示第492号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する 同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてそ の例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法 第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成23年7月29日

高知県知事 尾﨑 正直

施術者	 氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日		
佐藤	正和	なはり整骨院	安芸郡奈半利町乙 4843-1	平成23年 4 月 1 日		

高知県告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年7月29日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年7月29日

高知県知事 尾﨑 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名香北赤岡
- 3 道路の区域

区間	1 1 -	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町小川 トノバタケ531番 地先から		前	3. 8	119
香美市香北町小川 トノバタケ550番 地先まで		後	6. 4	119
香美市香北町小川 本根626番 1 地先 ら		前	3. 7	167
香美市香北町小川 ノトノ岩632番 1 先まで		後	3. 7	167

高知県告示第494号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年7月29日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名窪川船戸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見橋谷 7番から 高岡郡中土佐町大野見久万 秋422番1まで	629	平成23年7月29 日

高知県告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月29日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年7月29日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名窪川中土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見吉野 1360番	145	平成23年 7 月29 日
高岡郡中土佐町大野見吉野 1366番から 高岡郡中土佐町大野見吉野 483番まで	143	平成23年 7 月29 日
高岡郡中土佐町大野見吉野 1371番から 高岡郡中土佐町大野見吉野 1375番まで	124	平成23年 7 月29 日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の 規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があっ たので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年7月20日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年7月20日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

申請の定款変更に係る特定非営利活動法人											
年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的							
平成23	特定非	田中 徳	高知市	この法人は、当高知県							

	動 高有業会 協大県農究		上	の自かてる環につあ(せ良産そととを業と人物の会とと上の自かてる環につあ(せ良産そととを業と人物の環のを明まれに産た伴養「農国で物水での共す図生、々が環のを制ます。とれて、大力特が、大力特が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力
--	------------------------	--	---	---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知県吾南土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年7月29日

1 1474	50 T 1)	1 7 2 H					
					高知県知事	尾﨑	正直
役名	氏	名		住	所		
(退任)							
理事	岡本	正	高知	市春野	町弘岡上1740		
JJ	細川	幸利	"	IJ	弘岡上3116		
JJ	尾崎	峯男	"	"	弘岡中 152-	- 3	
JJ	武政	幸夫	"	IJ	弘岡中1485		
JJ	高橋	敏秀	"	IJ	弘岡下2786		
"	宇賀	巖	"	"	弘岡下1363		

```
元吉 政民 "
                         森山 2358
     IJ
          塩田 暉郎 "
                         森山 1409
          矢野 駿郎 "
                          西畑 1033
          山形 源一 "
                         仁ノ 1671、1672
导
          上田 龍二 "
                         西分 122
          雨森 佳彦 "
                         西分 3493
^{\circ}
          雨森 廣志 "
                         秋山 600
          七居 秀博 #
                         甲殿 656
          髙橋 好寛 "
     IJ
                         東諸木3420
          岡崎 孝志 リ
                         東諸木2654-1
          高橋
              晃 "
                         芳原 506
     IJ
     監事
          三井 潤一 "
                         西諸木 525-1
          中村 兆志 "
                         仁ノ 1549
     IJ
          髙橋 左右 "
                         西分 252
     IJ
          山脇 莊六 〃
                         弘岡中 690
     IJ
    (就任)
     理事
          前田 眞作 高知市春野町弘岡上 486
     IJ
          細川 幸利 "
                         弘岡上3116
          國澤 静介 "
                         弘岡中 168
報
          武政 幸夫 "
                         弘岡中1485
          高橋 敏秀 "
                         弘岡下2786
\langle 4
          宁賀
               巖 〃
                         弘岡下1363
          元吉 政民 "
                         森山 2358
账
          塩田 暉郎 "
                         森山 1409
          矢野 駿郎 リ
                         西畑 1033
女
          松岡 義之 "
                         仁ノ 2
          岡部 正博 "
                         西分 2311-3
          山中 四郎 ル
                         西分 100
恒
          雨森 廣志 "
                         秋山 600
     IJ
          土居 秀博 "
                         甲殿 656
     IJ
          髙橋 好寛 "
                         東諸木3420
     IJ
                     IJ
          岡崎 孝志 リ
                         東諸木2654-1
     IJ
          高橋
              晃 "
                         芳原 506
     監事
          尾仲 潤水 "
                         西諸木 78
(金曜日)
          中村 兆志 "
                         仁ノ 1549
          雨森 佳彦 "
                         西分 3493
          山脇 莊六 " " 弘岡中 690
Ш
```

教育委員会規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

7 月

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第18号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17 年高知県教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

(

恒

報

別記 第**1号様式**(第2条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者名) 電話番号

高知県立武道館利用許可申請書

高知県立武道館の利用の許可を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

->									-										
利用の (行事																			
利用σ	区分						アマ	チュ	アフ	スポ	ニーツ		アマラ	チュ	アスポー	ツ以外			
利用者の区分 学生・一般																			
利用責任者 住所													電話	甜	号				
		E	七名																
入場者	か予	定数	女						人		入均	易料	数収の有	無		有 ·	無	ŧ	
利用する	施設及び		:及び	設備	i	5	利用年	月日	l				利	用時	誷		※ 使	用料の	額
施設	試合	試合場 東半面 西半面		価			年	月	-	B		時	分かり	Ġ	時:	分まで			円
及び 設備				価															
並びに利			全面	i															
用の			拡声	装	置														
日時			照明	3	半面														
				1	全面														
			冷暖	房	设備														
	練習場		剣道	場															
				場															
			冷暖	厉	没備														
	研修	室																	
	会議	室																	
	分館	(=	ラ道場	를) ·															
			拡声	装	置														
					合	計											P	9	
※ 受付年	三月日			年	月	日	※ 許可	「年月	日			年	月	B	※ 許可番号	复	育		号
※ 利用 <i>0</i>						くは			袖	<u>.</u>	1 +-1	± FF1 #	斗の額	受	付年月日		年	月	日
利用の	1 2		・減 も除 _	還位	寸をす	る使	用料の	額	100	Æ	U/_[E/TI1	イマン代兵	決	定年月日		年	月	日
等		還付						円					円	逻	付年月日		年	月	日
※ 許可σ	条件	その	り他																
*	許									担	当	取						担	当
決裁権	可											消し等							

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所 氏名 電話番号

武道場利用許可申請書(個人利用用)

武道場の利用の許可を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行 規則第2条第3項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的	剣道	· 柔道 · ;	弓道 ・	その他()
利用する施設		試合場・	練習場	 分館 	(弓道場)	
利用の日時		年 月 日年 月日	時 分から 時 分まで 1 日利用		・1月利用	
利用者の区分 学生・一般						
勤務先又は学校名						
※ 許可年月日	年月日	※ 使用料の額		円 ※ 利用を	券番号 No).
*			※ 決裁			担当
備考			裁欄			

注 ※印欄は、記入しないでください。

4

第3号様式(第3条関係)

許可番号第号年月日

様

高知県教育委員会 🗊

高知県立武道館利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立武道館の利用については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の (行事													
利用σ	区分			7	マチュ	ュアスオ	ペーツ・	アマチュ	アスポー	ーツ以外			
利用者	の区分	†					学生	· 一般					
利用責	任者	住所						電話番	号				
		氏名											
入場者	の予定	数				人	入場料復	奴の有無		有・	無		
利用	施	設及び	設備	利炉	用年月 E	3		利用時	間		使用料の額		
す施及設並に用る設び備び利の	試合場	東	半面	4	F 月	日	時	分から	時	分まで	円		
		西	半面										
		全	面										
		拡	声装置										
日時		照	明半面										
					全面								
					冷								
	練習場	易 剣	直場										
		柔	直場										
		冷	爰房設備										
	研修家	Ĕ											
	会議	Ē											
	分館	(弓道:	昜)										
		拡	声装置										
			É	計							円		
使用料	か納か	期限						年	月	日			
許可の	条件で	の他											
注 1	使用	料を	呐付期限	までに納る	りないと	こきは、	利用の許	可を取り消	すことだ	があります	0		

- 2 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。
- 3 利用に際しては、高知県立武道館の関係職員の指示に従ってください。
- 4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

備考 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とします。

別記第6号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

Ľ

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名) 電話番号

高知県立武道館使用料減額(免除)承認申請書

高知県立武道館の利用について、使用料の減額(免除)を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

0							
利用の目的 (行事名)							
利用する施設及び設備	試合場(東半場)・研修室場・分館(弓 (試合場・練習	·会議 道場)	室・	分館 (弓道:	昜)・拡声を	と置 (試合
利用の区分	アマチュ	アスポー	-ツ	・アマチ	ュアスポージ	ソ以外	
利用者の区分			学生	· 一般			
利用の日時	年 月	日	午前	・午後	寺 分から		日間
141741 A D 144	年 月	日	午前	・午後	寺 分まて		11 111
減額又は免除を受けよ うとする理由及び金額							円
※ 使用料の額の決定		算定内訳		金額			
使用材の銀の伏足	正規の使用料の	の額 (A)					円
	減額又は免除 使用料の額						円
	決定した使用料 (A・	斗の額 - B)					円
※ 決 裁		担	¥	※ 受付年月日	年	月	日
欄				※ 決定年月日	年	月	日
1 1 1	1			*			

注 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式 (第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

高知県教育委員会 印

高知県立武道館使用料減額(免除)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立武道館の使用料の減額(免除)については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第10条の規定に基づき、次のとおり承認します。

				半面・全面)							
利用する施設及び設備		場)・研修室・会議室・分館(弓道場)・拡声装置(試合									
17713 / GNEWACO MANIE	場・分館	(弓道場	7)) · 照明()	△面・슄	全面) ・冷	暖房設備			
	(試合場・	・練習場)								
	許可番号	第		号							
利用許可番号及び利用 の日時	年	月	日	午前・午後	時		分から	日間			
	年	月	日	午前・午後	時		分まで				
正規の使用料の額	武道場の 使用料		円	武道場以外 の使用料		円	合計	円			
減額又は免除をする使 用料の額	武道場の 使用料		円	武道場以外 の使用料		円	合計	円			
決定した使用料の額	武道場の 使用料		円	武道場以外 の使用料		円	合計	円			
使用料の納付期限				年	月		月				

備考 2部複写とし、1部を申請者に交付し、1部を控えとします。

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

請求者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者名) 電話番号

高知県立武道館使用料還付請求書

高知県立武道館の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立武道館の設置 及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的 (行事名)										
利用する施設及び設備	試合場()場)・研り場・分館 (試合場・	修室 (弓)	・会議 道場)	室・	分館(弓道場	1 .	拡声装	置 (試合
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 年		第日日	,	号 ・午後 ・午後			分から 分まで		日間
納付済みの使用料の額	武道場の 使用料		円	武道の使	場以外 用料		円	合計		円
使用料納付年月日					年		月	日		
還付を請求する理由										
還付を請求する使用料 の額	武道場の 使用料		円	武道の使	場以外 用料		円	合計		円
※ 決			担	当	※ 受付年	月日		年	月	日
裁欄					※ 決定年	月日		年	月	日
					※ 通知年	月日		年	月	日
					※ 還付年	月日		年	月	日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第9号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

高知県教育委員会 印

高知県立武道館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立武道館の使用料の還付については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第11条ただし書の規定に基づき、次のとおり決定しました。

利用する予定であった施設及び設備	場)・研場・分館	修室・会議	「半面・全面) 養室・分館 (²) ・照明 (²	弓道場)・	拡声装	置(試合
利用許可番号及び利用する予定であった日時	許可番号 年	第 月 日 月 日	号 午前・午後 午前・午後		分から 分まで	日間
正規の使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
納付済みの使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
決定した使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
還付する使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円

備考 2部複写とし、1部を請求者に交付し、1部を控えとします。

附則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

高知県公安委員会告示第17号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号(運転免許取得者教育の認定)の一部を次のように改正する。

平成23年7月29日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

表中「代表取締役 志田 公雄」を「代表取締役 美馬 政之」に、「株式会社四万十自動車学校」を「株式会社高知ニュードライバー学院四万十自動車学校」に改める。